

令和6年度第1回

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

議 事 録

日 時：2024年7月9日（火）午前10時開会

場 所：WEST 19 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（高田食の安全推進課長） 皆様がおそろいになりましたので、ただいまから令和6年度第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、冒頭の進行役を務めさせていただきます保健福祉局保健所食の安全推進課長の高田でございます。よろしくお願いいたします。

さて、この会議は、札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づきまして市長の附属機関として設置されたものでございまして、本日は今年度第1回目の会議でございます。

また、本日の終了時刻は11時30分を予定しておりますので、皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様の出席状況の報告をさせていただきます。

この会議は、札幌市安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議規則の規定によりまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないことになっております。ただいまのご出席の委員の皆様は10名でございまして、委員総数17名の過半数に達しておりますので、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日、あいにく会長の曾根委員、また、副会長の赤尾委員が欠席となりまして、推進会議規則第2条第4項の規定によりまして、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会の片貝委員に会長の職務を代理していただきます。

片貝委員、よろしくお願いいたします。

改めまして、本日、欠席されております委員は、札幌商工会議所の赤尾委員、札幌駅総合開発株式会社の太田委員、札幌市農業協同組合の曾我委員、北海道大学大学院農学研究院の曾根委員、一般社団法人札幌市食品衛生協会の中岡委員、北海道新聞社の中村委員、なお、中村委員ですが、人事異動によりまして、これまでご対応をいただいております大野委員の後任として着任していただいているところでございます。最後になりますが、スイーツ王国さっぽろ推進協議会の古谷委員となっております。

また、事務局の関係職員が出席しておりますが、4月の人事異動によりまして、新たに着任した職員をご紹介しますと思います。

まず、食の安全担当部長の西尾でございます。

続きまして、食品監視担当課長の石橋でございます。

それから、この会議の公開及び非公開につきましては、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に従い、この会議においてあらかじめ決定することとなっております。この会議につきましては、従前どおり、公開とさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

また、本日は報道機関の方もお見えになっておりますが、この会議の会議録も、先ほどの附属機関の要綱に従いまして、そのまま、後日、札幌市のホームページなどに掲載する予定でございますので、ご承知おき願います。

◎挨拶

○事務局（高田食の安全推進課長） それでは、ここで、開会に当たりまして、札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條よりご挨拶を申し上げます。

○西條医務・保健衛生担当局長 皆さん、おはようございます。札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條と申します。

委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中、今日この会に出席していただきまして、厚くお礼申し上げます。

少し個人的なことですが、私は北海道生まれで、その後、しばらく東京で仕事をしていました。そして、数年前に戻ってきて、今、こちらで仕事をさせていただいておりますけれども、二つ大きな気づきがありました。

一つは雪がない生活はいかに楽かということです。もう一つは、北海道の食材がいかにおいしいのかということです。これは気がついていなかったのですが、こちらに戻ってきて生活していると、本当にあらゆる食材がおいしいなと感じました。

それでは、型どおりの挨拶に入りますけれども、今年度第1回目の推進会議になります。昨年度は次期推進計画の方向性について委員の皆様からご意見をいただいておりますが、このたび、その骨子案を取りまとめましたので、改めて意見を賜りたく、本日、諮問させていただきたいと思っております。

昨今の食を取り巻く社会情勢、令和3年の食品衛生法の改正や新型コロナウイルス感染症の流行の過程で、食品の提供の方法、在り方、流通形態も多様化されまして、食品衛生の観点からも、事業者、消費者の双方が情勢の変化に対応できる取組を進める必要があると考えております。

また、現代では、SNS、デジタル技術の発達等によって、市民の皆様が食に関する情報を得る手段も多様化しておりまして、これらを効果的に活用していくことも私たちの施策を考える上で重要なことだと考えております。

さらに、食中毒関係で言いますと、令和4年に青森県の施設で製造されたお弁当で黄色ブドウ球菌、セレウス菌による広域な食中毒案件が発生いたしました。適切な食中毒予防対策はより重要になっていると考えております。

次期推進計画の策定に当たりまして、これまで実施してきた現行の推進計画に基づく取組に加えて、お話しさせていただいた動きに対応した新たな施策も盛り込み、市民、事業者及び札幌市が連携、協働し、安全・安心な食のまち・さっぽろを目指すため、強化、充実させた内容にしていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、ぜひ、それぞれのお立場から積極的なご意見を賜りたく思っております。また、活発な議論の上、答申を取りまとめてくださいますよう、心からお願い申し上げます。

先ほど説明したとおり、札幌市、そして北海道の食を安全でおいしいところにしていく

ことで市民に貢献していければと思っております。皆さんには本当に大変なお仕事を願っていますけれども、何とぞよろしくお願いします。

私からのご挨拶は以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

２． 諮 問

○事務局（高田食の安全推進課長） それでは、議事を始める前に諮問を行わせていただきます。

札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づきまして、札幌市長から諮問するものでございます。

秋元市長に代わりまして、西條局長が手交いたします。

片貝委員はその場でご起立をいただくようお願いいたします。

それでは、局長から手交いたします。

○西條医務・保健衛生担当局長 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議会長曾根輝雄様。

札幌市長秋元克広。

諮問書。

札幌市安全・安心な食のまち推進条例、平成２５年３月２８日条例第１５号、以下「条例」という、第２６条第２項の規定に基づき、本市の食の安全・安心の確保に関する施策に関わる事項について諮問いたします。

諮問事項。

第３次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の策定について。

諮問理由。

本計画は、条例第８条第１項の規定に基づき、本市における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。つきましては、本計画の策定についてご審議の上、ご意見をいただきますようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

〔 諮問書手交 〕

○片貝会長代理 預かります。

○事務局（高田食の安全推進課長） ありがとうございました。

あわせまして、諮問書の写しを委員の皆様へ配付させていただきたいと思っております。

〔 委員に諮問書の写しを配付 〕

○事務局（高田食の安全推進課長） 委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、西條局長でございますが、この後、業務の都合によりまして、ここで退席させていただきます。

次に、本日の資料を確認させていただきたいと思います。

ご確認をいただきまして、不足等がございましたら事務局にお知らせをいただきたいと思います。

本日お配りしました資料としまして、配付資料一覧、次第、座席図、委員名簿、関係法規及び会議資料といたしまして、まとめてホチキス留めしておりますけれども、札幌市安全・安心な食のまち推進条例と札幌市安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議規則となっております。次に、資料1といたしまして、カラーのA4判で折り込まれているものになりますけれども、（仮称）第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の骨子案、資料2といたしまして、概要版ですけれども、第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画です。

以上ですが、全ておそろいでしょうか。万が一、資料が足りない方がいらっしゃいましたらお配りをさせていただきますので、お知らせをいただきたいと思います。

それでは、ここからは議事に入らせていただきます。

ご発言につきましては、挙手の上、お近くのマイクをご使用願いたいと思います。また、これ以降の会議の進行につきましては、片貝委員にお願いしたいと存じます。

片貝委員、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○片貝会長代理 片貝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、会議規則に基づきまして、曾根会長に代わって議事の進行をさせていただきます。

なお、個人的なことを申し上げますと、ケチャップのオムライスが大変大好きです。

本日の議題は、お手元の次第にありますとおり、（仮称）第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の骨子案について、その他となっております。

今回の議題は次期の5か年計画を策定するためのものとなりますので、ぜひ委員の皆様の率直なご意見をいただき、よい形でまとめられればと考えております。

それでは、本日の議題であります（仮称）第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画骨子案についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（石田調整担当係長） 私から（仮称）第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の骨子案についてご説明いたします。

A3判の資料に沿ってご説明いたしますが、ご覧のとおり、5年計画の概要を詰め込んでおりまして、字やグラフもかなり小さくなっております。このため、スライド資料を用

いてご説明させていただきたいと思います。

まず、本日の内容です。

A 3 判資料の 1 枚目の中で、計画の策定に当たってということで、その経緯や札幌市のほかの計画との位置づけ、計画期間等についてご説明させていただきます。その後、第 2 次計画の取組と評価についてお話しさせていただいた後、食を取り巻く現状ということで、国や札幌市、社会情勢の動きについてご説明いたします。そして、第 2 次計画期間中に実施しました市民及び事業者の意識調査についての結果をお話しさせていただいた後、これらの内容を受けた上での今後の課題についてお示しさせていただきたいと思っております。

ここまでを前半として区切らせていただき、皆様からご意見、ご質問をいただいた後に、具体的に第 3 次計画に盛り込みたい内容として、6 の施策体系と取組内容、7 の進行管理としての指標の設定についてご説明いたします。

まず、1 の計画の策定に当たってです。

A 3 判資料では一番左上をご覧ください。

スライドでは少し資料より詳しく記載させていただいておりますけれども、もともと、食の安全に関する法律につきましては、昭和 22 年に制定された食品衛生法に基づきまして、主に食中毒対策に関することや監視指導、この監視指導というのは、行政側が施設に立入り等を行い、必要に応じて指導を行うほか、収去検査といいまして、市場に流通している食品の抜取り検査を行うものです。また、食品表示法に基づく適切な表示がされているかの指導など、主に行政からの規制に関する事項が主でした。

その後、平成 15 年に新たに食品安全基本法が制定されました。その 9 条において、消費者についても食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めていただいて、施策について意見を表明するように努めてくださいという条文ができております。

これまで、消費者の方というのは、どちらかというと、安全を享受する側ではあったのですが、食品安全基本法の成立によって、積極的に意見を表明していただきたいという位置づけに変わったということです。

これを受けまして、札幌市でも従来の規制のみの食品衛生行政を見直すこととなりまして、平成 22 年にさっぽろ食の安全・安心推進ビジョンを策定し、安全・安心の食のまち・さっぽろの創造を目標に、事業者、札幌市、市民の 3 者が連携協働して様々な施策に取り組んでいくことが明記いたしました。

その後、平成 25 年には、そのビジョンから新たに安全・安心な食のまち推進条例を制定、施行いたしまして、平成 27 年にこの条例に基づき、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画を策定しております。この計画の中で具体的に食の安全・安心の確保の施策を計画的に行っていくこととなりました。

そして、令和 2 年度からは第 2 次推進計画に移行いたしました。こちら 5 年計画になりますが、今年度がその最終年度となります。来年度からは次の期間に移行することになるため、第 3 次推進計画の策定を進めているところでございます。

ここまでの計画策定の経緯でございました。

続いて、その下の計画の位置づけと期間です。

関係法令としましては、先ほど申し上げました食品衛生法、食品表示法、食品安全基本法、食まち推進条例等がございますけれども、そのほかに札幌市の第2次まちづくり戦略ビジョンというものがあります。これは、食の安全だけではなく、例えば、福祉や教育、インフラ、観光など、札幌市のあらゆる分野の今後10年の方向性がこのビジョンに基づいて実施されるということで、市の計画の最上位に位置しているものですが、そのビジョンの中で、食の安全につきましては、基本目標を日常の安全が保たれたまち、目指す姿を食の安全が守られ、誰もが健やかで豊かな食生活を送っていますとしております。

さらに、この戦略ビジョンに基づきまして、札幌市のほかの主な関連計画、例えば、食育推進計画や消費者を守る消費者基本計画、観光分野では観光まちづくりプランなど、食に関連する他部局の計画と連携しながら第3次計画を進めていく必要がございます。

また、最後に、第2次戦略ビジョンにおきましては、分野横断的に取り組んでいこうという施策を幾つか挙げておりまして、そのうちの一つがウェルネス、いわゆる健康プロジェクトとされているものとなります。

食まち計画については、健康的な食生活、食の安全はその基礎となりますので、その実現に向けた施策を進めるとともに、今、ウェルネスに関する施策はウェルネス推進部として別にごございますけれども、そこの部局とも連携していろいろな施策を進めていきたいと考えております。また、これとは別にスマートという分野もございます。いわゆるオンラインといいますか、デジタル技術の進展などがありますので、そういった要素も積極的に含めて施策を展開していきたいと考えております。

続きまして、2の前計画の取組と評価についてです。

前計画の内容につきましては、2として安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の概要版というものがございまして、こちらを開いていただくと、代表的な事業が載っておりますし、後ろのほうには第2次計画期間中の指標について載せておりますので、併せてご確認ください。

第2次計画の中では、施策目標を誰もが食の安全の確保の主役となるまち、また、食の安心と魅力あふれるまちに設定し、これにひもづく各種事業を実施いたしました。

特に、法改正によりまして、HACCPに沿った衛生管理を促進するとともに、胆振東部地震の発生などにより災害発生時における食の安全の確保に関するマニュアルの更新を行ったほか、市民、事業者の取組を市民に認知、理解してもらうために、リスクコミュニケーション、相互理解の促進のための様々な事業を実施したところでございます。

この取組による評価として八つの指標を目標値として設定しております。

まず、一つ目は、行政による食の安全の確保に関する指標として、大規模食中毒の発件数です。二つ目は、事業者の自主的な取組に関する指標として、実務講習会の受講率です。これは定期的に最新の食の安全についての知識を得るために受講していただく講習会

です。三つ目は、市民の食に関する知識やその向上に関する指標として、食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合です。四つ目は、ウェルネス推進部で実施している食育ボランティア数といって、食育関係の事業に参加していただく市民の数です。

五つ目は、相互理解の促進やリスクコミュニケーションに関する指標として、行政側が行ったイベントや情報誌における食の安全・安心情報のPR回数です。六つ目は、観光客に対する札幌の食のイメージに安全・安心と回答する割合です。七つ目は、観光客向けの施設の立入りに関する指標として、観光客向け施設、大型イベントの監視件数です。最後に、食の安全・安心おもてなしの店の登録件数です。おもてなしの店は衛生状態が優良な施設のうち、外国語メニューの表記をしたり、アレルギーのPOP表示をしたり、さらに一歩進んだ取組をしている施設を札幌市で登録し、それを市民に広くPRしていくという事業となります。

令和5年度末の数値ですけれども、大規模食中毒の発生件数は500人以上の食中毒患者の発生件数ですが、現在のところ、0件で推移しております。

また、実務講習会の受講率については、なかなか伸ばすことが難しく、目標値20%のところ、5.1%という数字でございました。

次に、市民の食の安全性に関する知識があると思う市民の割合は、62.6%となっております。当初、53.2%から始まったもので、一定の伸びは見られましたけれども、まだ目標値には届いていない状況でございます。

食育ボランティアの数については1,199人であり、まだ目標値から乖離しております。

次に、その下の食の安全・安心情報のPR回数です。コロナ禍においてもSNSやデジタルサイネージを使ったPRを積極的に行い、36回ということで、目標値を達成しております。

次に、その下の札幌の食のイメージに安心・安全と回答する観光客の割合です。コロナ禍により、令和3年度と令和4年度は観光客が札幌に来られる方が少なかった影響で、まだ指標を取れておりません。令和5年度は回復傾向にありましたけれども、まだ完全回復とはいってなかったので、令和6年度に実施する予定です。

なお、参考までに市民意識調査を令和4年に行っておりまして、その結果は80.8%となっております。

観光客向け施設、大型イベントの監視件数は3,420件で、こちらも目標値には到達しておりません。

食の安全・安心おもてなしの店登録件数は403件ということで、目標値を達成いたしました。

このように、今の段階では、8項目中、3項目は達成見込みですけれども、未達成の項目については、新型コロナウイルスの感染症の影響もありまして、イベントそのものの自体が開催されなかったということや行政側としてもコロナへの全市的な対応で積極的に人を

割けなかったという影響も出ております。

続いて、食を取り巻く現状についてです。

A3判資料の左下のようになります。

現行計画期間中にありました国の動向ですが、まず、法改正の動きがありました。令和3年に食品衛生法が改正されまして、営業許可制度の見直しで新たに許可が必要な品目や業種が新設されたり、これまで逆に許可が必要だった販売業などについては営業の届出で移行したりするなど、法整備が進んでおります。

また、HACCPに沿った衛生管理の義務化ですが、本日初めての方もいらっしゃるので、HACCPについて簡単にご説明いたします。

もともと、HACCPというものは、乳処理や食肉製品などの一部の業種にのみ適用されていた衛生管理手法になりまして、原料の受入れから保管、製造、出荷などの工程ごとに起こり得るリスクを洗い出し、そのリスクを排除していくという手法です。

そして、法改正によって、現在は全ての食品事業者がHACCPに沿った考え方の衛生管理を行うこととなりました。例えば、飲食店などにおいても、手洗いや従業員の健康管理などの一般的な衛生管理を基本としながら、調理工程で加熱が必要な食材などにつきましては、中心温度と時間を計測し、さらに、記録をつけ、それを保管または定期的にその工程の見直しをするなど、事業者自身で危害要因分析をしながら衛生管理を行う必要がございます。

次に、広域的な食中毒事案への対策強化ということで、全国的に大規模食中毒事件などが後を絶たないことから、国、都道府県などから成る広域連携協議会を設置し、毎年、関係者間において食中毒事案の情報共有、自治体間をまたいだ食中毒が起きたときのシミュレーション訓練などを行っております。

次に、その下の食品表示基準についてです。一昨年度と昨年度、アレルギー表示の義務表示品目と推奨の表示品目に見直しがされました。具体的には、これまで7品目でしたけれども、令和5年3月9日に新たにクルミが追加されております。ですから、食材の中で、もし出来上がった製品にクルミが使われている場合は表示をしていただく必要があります。経過措置期間は令和7年3月31日までです。また、昨年度には、義務ではなく、推奨表示対象品目ですけれども、マカダミアナッツが新たに追加され、マツタケが削除されました。

続きまして、札幌市の食中毒の動向です。

第2次計画期間の令和2年度から5年度までの発生傾向をグラフとしてスライドで表しております。

全体の件数ですが、令和2年度は28件、3年度は12件、4年度は19件、5年度は21件でした。令和3年は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言などで飲食店などの自主休業による影響が大きく、減少したと考えられますが、それ以降は徐々に増えてきている状況でして、この傾向は全国的にも同様です。

内訳といたしましては、目立つものでいうと、アニサキスによる食中毒の発生件数で、この期間中、10件から18件で推移しており、多い傾向があります。また、ノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒も毎年数件発生しております。さらに、グラフにはございませんが、令和6年度は、ノロウイルスによる食中毒が既に4件あり、例年より増加傾向にあるという状況です。

続いて、社会情勢の動きについてです。

先ほど申し上げました食品衛生法の改正のほか、コロナの感染症を経て、例えば、飲食店につきましてはテイクアウトによる形式が増加しておりますし、配達によっても提供しますという営業形態も増えてきております。さらに、ネットスーパーを積極的に利用する方も増えるなど、その場に行かないでも食品が購入ができる時代となっており、ございます。

次に、情報媒体や食に関する情報の選択方法の多様化です。

現在、スマートフォンをお持ちではない方はほぼいらっしゃらないかと思うのですが、スマートフォンやSNSの普及によって、情報伝達手段やそれを入手する手法も多様化しております。

また、オンラインによるイベントや会議など、デジタル技術の発達によって様々なツールが増えてきておりまして、各企業でもこういったものを活用する取組が大変増えてきているという状況です。

また、皆様もニュース等でご存じかとは思いますが、機能性表示食品に関する小林製薬の紅麹関連のことについては、摂取した方で腎機能障がいが発生するなど、食品の安全性を脅かす事案が発生しております。

最後に、SDGsの認知と様々な分野における取組の発展です。

オリンピック等の開催により、いろいろな場所で認知が進んでおりまして、この計画の中では、具体的に、4の質の高い教育、8の経済成長、12の物をつくる責任、使う責任といった分野では、SDGsの進展に寄与していくように計画を策定していく必要があります。

続いて、市民及び事業者の意識についてです。

市民意識調査と呼ばれます札幌市総務局で令和4年度に実施したものの結果についてです。全てではないので、一部をピックアップしてお知らせいたします。

まず、食品の安全性に関する知識の有無についてです。

これは第2次計画の指標にもしていたものですが、食品の安全性について知識があると思いますかという質問に対し、十分あるという回答の割合は5.6%、ある程度あるという回答の割合は57.0%、合計62.6%となっております。当初は53%程度でしたので、一定の伸びが見られております。

また、知識があまりない、全くないと回答した方にその理由について尋ねてみますと、そもそも知る機会がありませんという回答した割合が50.7%ということで最多となっております。また、そもそも調べたり、学んだりしたいと思わないと回答した割合が29.

7%、調べる方法が分からないという回答の割合が20.1%ということで、食に関する知識を知る機会や意欲をどう創出していくかが重要だと考えられます。

続きまして、食品の安全性に関する情報について、どのような手段で受け取りたいですかという質問についてですが、広報さっぽろが一番高く、62.8%で最多となっております。それより下の順位については大体横ばいですが、地下鉄やバス内の広告が29.5%と2番目になっています。また、SNSと言われるソーシャルネットワークサービスについては18.6%でした。

次に、右側ですが、各ツールの年代別に見たグラフを一部掲載させていただきました。

まず、広報さっぽろですが、29歳以下は22.7%と少ないのですが、年代が高くなるにつれて回答割合も高くなっていき、70歳以上については80.9%となっております。

一方で、SNSについて、年代別に見てみますと、逆に29歳以下が最多で46.9%となっております。そして、年代が高くなるにつれて減少し、70歳以上では4.0%という低い数字となっております。

続いて、食の安全・安心のために日頃行っている行動は何かありますかということですが、食品表示に関する知識を身につけて商品を選択するという回答の割合が42.7%で最多です。そのほか、食の安全に力を入れているメーカーの商品を選択したり、お店を利用したりという回答の割合が30%台となっております。

続きまして、事業者の意識です。

今年、さっぽろ食の安全・安心推進協定という市との安全に関する協定事業を締結している事業者様向けにアンケート調査を実施いたしまして、法改正によって義務づけられたHACCPに沿った衛生管理について、現状、どのような課題を持っていますかとお聞きしました。そうしますと、人材が不足しているという回答の割合が20.3%、また、設備投資が難しい、人材教育や記録、検証する時間がないという回答の割合が11.7%など、HACCPに投資をする時間や労力をなかなか割けないという回答が多い傾向がありました。

1枚目の最後になりますが、右下の今後の課題についてです。

これまでの第1章から第4章の内容から主な課題として4項目を挙げております。

まず、課題の一つ目は、食中毒対策の徹底です。

これは第1次計画からずっと取り組んでいる内容ですが、特にアニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスの食中毒の予防対策の徹底が必要になります。また、大規模食中毒や広域的な食中毒の未然防止ということで、取扱い品目や規模に応じて予防対策を講じていく必要もございます。

例えば、食肉の提供施設などでは、ここ最近流行している低温調理に関する適切な調理方法、給食施設などの大量調理を行う施設、または、札幌で行われる大規模イベントにおける食品提供施設などでは、今、コロナ禍後で人員不足が叫ばれている中、限られた人員

で大量の調理を行う場合については衛生管理がおろそかになりがちですので、そういったところに注意を払う必要がございます。

課題の二つ目は、H A C C Pに沿った衛生管理の定着の推進についてです。

先ほど申し上げましたとおり、H A C C Pの導入については十分に実施していると回答した事業者様もいるのですけれども、人手不足等の課題を多く抱えており、十分に進んでいないという現状も一部がございます。事業者の皆様が衛生管理計画を策定、記録、検証し、どう定着を図っていくかが重要な課題です。

課題の三つ目は、リスクコミュニケーションの推進です。

これは、主に行政、事業者、市民の間での相互理解をどう図っていくかです。市民意識調査の結果にございますとおり、市民の食の安全に関する知識や食の安全に力を入れている商品や施設を選択するという回答割合はまだ高いとは言えない状況でございます。ですから、様々な世代の方に対し、適切な情報発信手段を用いまして、具体的にはSNSやデジタル技術の活用など、年代別にいろいろな特徴がございますので、そういったものを積極的に活用し、リスクコミュニケーションの質や規模を拡充していく必要があります。

最後に、課題の四つ目ですが、推進計画は食の安全・安心の確保を最終的に経済の発展や食の魅力向上にも寄与するようにしましょうということを条例の中でもうたっております。そこで、食産業の基盤強化や魅力向上のために、まず、食の安全の確保を基本としつつ、また、食について安全で安心できるまちということも魅力の一つとして市民に広く認識してもらうため、様々な取組をより一層周知していく必要があると考えております。

一旦、ここまでとさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○片貝会長代理 お手元のA 3判資料1と資料2のうちの1枚目の資料説明をいただきました。

それぞれ区切って、1枚目と2枚目について、別々にご意見をいただいきたいと思っておりますけれども、まず、1枚目についてです。

まだ計画の骨子案の段階ですので、概念的なことが多く、なかなか議論しにくいところではあるのですけれども、計画の策定に当たってということで、これまでの経緯と今の札幌市の計画の中でどういう位置づけになっているのか、そして、前の計画の取組と評価についてご意見をいただきたいと思います。

ここについてご意見やご質問はございませんか。

○高井委員 2番目のイベントの回数が36回とあるところについてです。

20回が36回になっていますよね。イベントというのは、例えば、ここで提案している子ども食品Gメン体験なども入るのですか、これは別枠なのですか。

○事務局（石田調整担当係長） 市民と食に関する交流を行ったり、食の安全の情報を発信したりというイベントは全て含めておりまして、例えば、子ども食品Gメン体験事業や市民交流事業と言いまして、実際に食品の生産の現場や工場の見学を行って、その場で意

見交換してもらうというものも含めています。また、毎年、地下歩行空間で実施している食品の総合イベントなども全てイベント回数に含めております。

○高井委員 そのイベントの成果というか、結果はどこかで報告されるのですか。

イベントをやった結果、どういう数字が出た、どのような成果が出たというような報告を具体的に私たち市民が知ることはできるのでしょうか。

○事務局（石田調整担当係長） 現状では、例えば、参加していただいた市民の方にアンケート調査等を行って、理解度等について前年度から数値がどのくらい上がったかというデータは取らせていただいております。しかし、その個別数値をホームページなどにあげることは現状では行っておりません。

○高井委員 それは残念ですね。

○事務局（高田食の安全推進課長） 補足いたします。

札幌市のホームページでは、ある事業について、参加者が何人ぐらいだったか、あるいは、一番大きいもので言いますと、チ・カ・ホでやっているイベントがあるのですが、これにはどのぐらいの人数が参加されているかなどは出させていただいております。

○高井委員 全部を読ませていただきますと、大体はこういうことをやりましたという文章なのですが、子ども食品Gメン体験というのはすごく具体的なイベントなのですよ。できればシニア食品Gメン体験もあっていいかなと思うぐらいなのなのですが、それを知りたいなと思ったということです。

○片貝会長代理 ほかに何かご意見やご質問はございませんか。

○河原委員 このアンケートはどこで行っているのでしょうか。

○事務局（石田調整担当係長） 4の市民意識調査につきましては、札幌市広報部で行っているものとなります。今年度はインターネット調査を行っているのですが、この調査を行ったときは令和4年度でして、市民の皆様をランダムに抽出し、紙媒体で郵送で送付させていただき、それに返答していただくという調査でした。

○片貝会長代理 ほかにございませんか。

○高橋委員 2の目標値の設定に関し、設定根拠についてです。それから、この委員の中での合意形成といいますか、どう決まった数字なのかがちょっと気になりました。

先ほど達成目標数が四つぐらいありましたけれども、大きく乖離しているものがあつた場合、その目標値が正しかったのかどうかとかという検証をどこかでされたり、目標値を決めるときに何らかがあつたりしたのかがちょっと気になったものですから、お伺いします。

○事務局（石田調整担当係長） 指標についてですが、第2次計画を策定する際、同じようにこういった会議を開かせていただいて、委員の皆様からご意見をいただきました。

この場では全てについて細かくご回答をできないのですが、例えば、1番目の大規模食中毒の発生件数については、漬物による死者が出た食中毒もありまして、最初は食中毒による死者数をゼロにするという指標を設定していましたが、この計画に沿って取組

をきちんと遂行することで死者数をゼロに抑えられるかということ、必ずしもそういうものでもないということで、会議等での議論をとおして、このようになった経緯がございます。

なお、目標値につきましては、現状値から見て、それを5年スパンで考え、どれぐらいの上背が見込めるだろうかを考えております。これまでもいろいろな事業を実施していた中で、高く目標値を設定したものもありましたけれども、行政だけの頑張りではなかなか難しいものも一部にありました。これは、先ほど申し上げましたコロナの影響もでございます。ただ、次期計画につきましては、そうした反省点も踏まえ、この後、新たなものを提案させていただければと考えております。

○事務局（西尾食の安全担当部長） 補足させていただきます。

今日お配りした資料の中に現計画である第2次計画の概要版がありますが、その裏面に第2次計画で設定した目標値があります。また、右端には、目標参考値ということで、考え方の経緯、前回の指標を踏まえ、このように設定したという経過を何となく読み取っていただけるようにしています。

また、第2次計画は、令和2年度からの計画になっていますけれども、実質の審議をしたのは令和元年度で、コロナがまだ始まっていない頃でして、あのよう社会が大きく縮こまるということの想定がない中で設定した数字だったものですから目標と乖離してしまったということがございます。

○高橋委員 私の質問の意図は、目標値との乖離がひど過ぎる、目標値が正しくなかったのではないかなというようなことでは決してなく、こういう場において皆さんでちゃんと合意形成されてつくられた数字だとは思っています。ただ、今のお話にありましたように、コロナのせいでこうだったよねということを全員で合意できればいいのではないかなと思ひまして、そういうことも踏まえた上で質問させていただいた次第です。

○片貝会長代理 1と2についてほかにご意見やご質問がなければ、次の3から5に移りたいと思います。

3では取り巻く環境の変化、社会情勢の動き、4は、先ほど質問もございましたけれども、市民や事業者の意識の現状、それを踏まえ、5で課題を四つ設定しているということで、ここが次の計画の発射台みたいな位置づけになると思うのですね。

それでは、3から5に関してご意見があればお願いしたいと思います。

多分、ここの捉え方によって課題の設定も全然変わってくると思いますので、もしご意見があればご自由をお願いいたします。

○千葉委員 トピックス2の札幌市での食中毒の傾向として数字が出されておりますが、2のところの前計画の取組と評価というところでは、大規模食中毒の発生件数は、延べ件数も目標値も0件となっておりますが、大規模でなくてもこれだけ出ているわけです。ましてや、令和6年度はノロウイルスが6件出ていると先ほどおっしゃってございましたけれども、大規模の数字を拾うのではなく、食中毒の件数を出すというのでは駄目なのでしょうか。

0件としたら、札幌市は大丈夫なのだと思いますかなと思うのです。大規模なものだけではなく、食中毒件数を載せるという案はいかがでしょうか。

○事務局（高田食の安全推進課長） まず、大規模食中毒についてです。

国が定めているのは500人以上ということで、これは本当に大きなものですが、まずはそういったものを札幌市として発生させないというスタンスから指標として定めさせていただいております。必ずゼロにしたいという思いでそう設定させていただきまして、今後、第3次でも、その数字については引き続きと考えております。

委員からは、食中毒の件数を一定程度に抑えていければという設定ができないかどうかというご質問だと思うのですが、今回、コロナがあり、皆様の衛生意識といいますか、コロナを防ごうということで高まったと思っておりますし、飲食店の環境が大きく変わるなどし、かなり大きな影響を受けて、例年に比べますと非常に少ない食中毒事件件数になったところです。

また、日常生活の中で、これまでのように、いろいろな事業が活発化していきますと、食中毒事件がコロナ前と同じように発生してきているということもございます。

気持ちとしましては一定レベルに抑えられればという思いはあるのですが、どのぐらいであればという設定が非常に難しいということがございまして、通常の事件数の指標設定というのはなかなか難しいというのが内部での議論の結果でございます。

○事務局（西尾食の安全担当部長） 補足させていただきます。

ここで報告している食中毒の件数といいますのは、我々が把握しているほんの一部にすぎないと思っております。というのは、市民の方からの飲食店などでお食事をされて健康被害が起きたという申出に応じて我々が調査するのですが、食中毒と認定する条件があって、全てが確定したものを食中毒として認定することになるからです。つまり、怪しいけれども、ほかにも健康被害の要因がありそうだから、食中毒とは言えないというものもあるということです。また、そもそも、保健所に申出がなく、ご自分で病院に行って体調回復されている事例もあるでしょうし、家庭での食中毒が隠れて発生している場合もあり得ます。

食品にはリスクがあると食品安全基本法でもうたわれております。食品を安全に管理し、食べるというのは人間がやることですけれども、やっぱり、人間のやることですから、ミスはありますし、自然界からの菌が付着したなどもあります。ご家庭でもやっていらっしゃると思いますが、いろいろなリスクの中で食中毒を起こさないようにそれぞれが注意するわけで、我々の仕事は食中毒を予防することが一つの大きな仕事ですけれども、ゼロにはできないという前提の下、万が一発生した場合でも、いかにそれを迅速に止め、被害の拡大を防止するかに注力しているということです。

食中毒の発生をゼロにするというのは、感染症の発生をゼロにするのと同じとは言えませんが、近いぐらい非常に難しいことだと認識しております。

○片貝会長代理 トピック2の数字に関してはどういう捉え方をしているかを付記したほ

うがいいかもしれないですね。

例えば、私の身の回りでノロウイルスにかかった人間が去年だけで3人いまして、この1件をはるかに既に超えています。ですから、ここは保健所が把握した数にしないと、これが全ての発生件数だと思われかねないと思います。

新聞を読んでいますと、倒産件数が出ていまして、増えている、減っていると書いていますがけれども、実際には、法的整理に進んだ1,000万円以上の負債の事件だけでして、それは氷山の一角ではないかということなのです。これも、同じように、数字の捉まえ方はどういうことなのだと思いますか、小さくてもいいけれども、保健所が把握した数と入れておいたほうがいいかなと思います。

ほかにご意見はございませんか。

○手嶋委員 私からは課題2のHACCPの衛生管理の定着のところについてです。

現段階でどのぐらいの事業者がこれに取り組んでいるのかという把握は市としてなさっているのか、また、今後、そういうことをする予定があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○事務局（高田食の安全推進課長） 例えば、中央卸売市場や大型のスーパーといった広域に流通しておりますところについては、HACCPの導入の確認をしておりますし、レベルの違いはございますけれども、HACCPを実施している状況です。ただ、それぞれの飲食店等になりますと、本当に数が多く、現在、どこまでどれだけがというところに関しましては押さえ切れておりません。

そこで、監視や指導など、日常の中で把握したものについては導入を進めていき、また、導入しているところも、先ほど係長からご説明をさせていただきましたが、よりよいものに見直して、検証していただくということできっかりとしたものにしていただくように進めている状況です。

○片貝会長代理 ほかにご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○片貝会長代理 なければ、ナンバー2に進みたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（石田調整担当係長） それでは、A3判資料をめくっていただいて、施策体系と取組内容、進行管理、指標の設定についてご説明いたします。

まず、施策体系と取組内容についてです。

資料2の3の施策というところも併せてご確認ください。

施策体系ですが、まず、頭に目指す都市像を定めております。これは第1次計画からずっと定めているものになりまして、当初は安全・安心な食のまち・さっぽろという概念だけを記載していたのですがけれども、第2次計画からは具体的にどういうものを目指しますかということで六つ挙げております。この内容は、札幌市安全・安心な食のまち推進条例の具体的な条文の中に一部記載されておりまして、そこから持ってきています。

1 番目の食品の生産から消費までの安全管理を図るというのは、行政が行う食の安全・安心の管理です。2 番目の事業者の食の安全・安心の確保については、事業者が自身で行う安全管理です。3 番目の市民が安全性について理解と関心を持っているというのは、市民が自身で考えて行う安全管理です。4 番目の市民と事業者の間の信頼関係については、いわゆるリスクコミュニケーション事業の促進についてです。また、5 番目は観光客についても食が安全・安心であり楽しめるように、6 番目は食の安全・安心をさらに経済発展にもつなげていこうというものになります。

この都市像にひもづく形で施策目標を設定しておりまして、こちらは第2次計画から少しだけ変えております。

まず、1 番目の食の安全というテーマについては、誰もが食の安全の確保の主役となるまちというもので、これは第2次計画から引き継いでおります。

2 番目の食の安心の意識が育まれるまちについてです。これまでの第2次計画では安心と魅力あふれるまちと記載しておりましたが、まず、安全と安心について、この安全というのは客観的な言葉になりますが、安心というのは安全が基礎にあるうえでの主観的なものでして、市民の安心の意識をどう上げていくかとテーマとして、単独で分離させております。

最後に、食の安全・安心を基盤とした魅力あふれるまちということで、安全・安心を基盤として魅力にどうつなげていくかということで、単独の目標にしております。

そして、ここは変えておりませんが、さらに目標にひもづく形の施策内容として基本施策があります。

それでは、ここから施策の具体的な内容についてご説明させていただきます。

資料の主な取組内容について、一部をピックアップしてご説明いたします。

まず、食中毒対策の徹底です。

これまで、具体的にはカンピロバクター対策やアニサキス対策と、病因物質への対策について記載しておりましたが、もう少し大きい単位で対策できるようにということで、こういった食品を取り扱う施設かというところで3つ記載しております。

まず、一つ目は食肉を取り扱う施設の衛生管理で、先ほど申し上げましたとおり、低温調理した食肉などを提供する飲食店が増えておりまして、適切な加熱を行っていただくということが重要です。また、肉を切った包丁でそのまま野菜を切ったり、手を洗わないでお肉から野菜に菌が移行したりということもございますので、そういった2次汚染防止対策を適切に行うことも重要です。

また、大量調理施設では、一度に大量の食品をつくるので、食材の適切な加熱だけではなく、冷却もとても重要になります。それをしっかりやらないと、ウェルシュ菌やセレウス菌などの増殖につながっていきます。そして、大量調理施設だと従業員の方もそれだけ多いので、手洗いや健康管理等、きちんとした従業員教育も必要になります。

最後に、魚介類を取り扱う施設です。これは主にアニサキスが主になりますけれども、

寄生虫対策の指導も徹底する必要があると思います。また、先ほど部長からお話がありましたが、アニサキスに関する食中毒については、家庭による食中毒なども一定数ございますが、飲食店やスーパーで刺身にして提供という場合については、事業者での最終的なチェックが必要になりますので、そういった対策を適切に実施していただく必要があります。

これらの行政からの指導はもちろん、最終的に事業者自身でHACCPに沿った衛生管理を行ってもらい、これらの対策を継続的に実施してもらうことも必要になります。

右側に移りまして、アレルゲン表示等を中心とした監視指導です。

アレルゲンにつきましては、消費者庁で適宜見直しが進められておりまして、今後も新たに義務表示品目や推奨表示品目の追加などが起こる可能性もございます。まずは、事業者の皆様に適切な表示をしていただくよう、ホームページやリーフレットなどを活用して周知啓発を図っていく必要があります。

さらに右側に移りまして、市内事業者の把握です。これは第2次計画にも記載しておりますけれども、令和3年6月の食品衛生法の改正により、営業届出制度が創設されて、例えば、農産物の1次加工事業を行う方についてもオンライン上での届出が必要になっております。これはスマートの要素になりますけれども、オンライン上のシステムを通じて適切に届出を行うよう指導・周知を継続いたします。

続きまして、基本施策2の事業者の取組の推進です。

HACCPに沿った衛生管理の定着に向けた働きかけと支援について記載しております。

先ほど申し上げましたとおり、今は営業形態が多様化しておりまして、飲食店で製造業を取得したり、持ち帰りの提供をしたり、いろいろな形が出てきておりますが、事業者はこういったいろいろな営業形態に応じた内容でHACCPに沿った衛生管理を実施する必要があります。

札幌市でも、例えば、既存の事業者の皆様には更新の検査などの立入調査等の機会を活用して導入を支援する、新しく営業される方については、窓口で、あるいは、新規許可検査のときの機会を活用してお話しするなど、いろいろな接触の機会等を通じて取組を支援していきたいと考えております。ただ、最終的には事業者の皆様でこういったものと考えていただいて、自主管理のサイクルを回していただく必要がありますので、第3次計画の期間に当たりましては、その定着を図るための働きかけを行うことを重点としてやっていきたいと思っております。

また、食品関係団体として食品衛生協会等がございますけれども、そういった団体とも連携を図りながら、HACCPの導入や見直しを支援する講習会を実施し、働きかけを行っていきたいと考えております。

あわせて、新たに書かせていただいた内容になりますが、我々行政側の食品衛生監視員の資質の向上もございます。HACCPというのは、業種ごとに衛生管理計画をつくる必要がありますので、いろいろな形の衛生管理計画があります。ですから、我々行政の間でも適切に指導するためには知識の向上が必要ですので、日頃から国や関係機関が開催

するH A C C Pの研修会に参加するほか、日常の業務を通じて研修などを行いまして、我々食品衛生監視員の資質向上にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、基本施策3の危機管理体制の強化、充実についてです。

強化する事業ですが、健康危機管理シミュレーション訓練というものがあります。もし札幌市内のホテルやイベント場所、避難所などにおいて大規模食中毒が発生したときにどういった対応が必要かという訓練となります。これまでは、集合形式により、事業者や団体の皆様、また、行政の職員で実施していたところですが、参加人数の制約があり、30名から40名が限界でした。また、会場の確保にも年々苦勞しているところで、今後は少し違った形で実施していければと考えております。そこで提案しているのがオンライン型の模擬訓練です。

ここ数年、ウェブ会議等がよく開かれておりますけれども、T e a m s やZ o o m なんかのアプリを用い、事業者や行政職員にログインしていただき、事務局側が課題を提案し、ブレイクアウトルームをつくり、グループ分けを行って、グループごとにどういった対応が必要かWEB上で議論してもらうというようなものを想定しております。

ほかの自治体等では、消防関係の避難訓練や地震など、大規模災害が起こったと仮定し、オンライン型の模擬訓練を実施しているのですけれども、そういったものに倣っていきたいと考えております。これを活用することで参加人数の大幅な拡充や現場に来なくても参加できるというメリットがあります。

続きまして、先ほどご意見いただきました子ども食品Gメン体験事業についてです。

これは、市民の食品等の安全性に関する学習ということで、学習する機会の提供をするために行っている事業です。ただ、こちら参加人数の制約がございまして、受入れ先によっては15組、30名程度しか参加ができません。一方で、この事業は大変人気がございまして、実際には100組程度の応募があるときもございます。全ての参加希望者の皆様にこの事業に参加していただくのは難しいですので、こちらについても、現場で実施するほかに、取組動画の作成を検討しております。動画を見てもらい、現地に参加いただいたような感覚にできるつくりを検討しております。さらに、札幌市のホームページや市公式ユーチューブ、Xなどを活用し、募集から外れた方に情報提供したり、SNSを用いて応募していただけなかった方にも情報発信するということも検討しております。

続きまして、資料を見ていただきたいのですけれども、学習する機会の提供の横の食育の推進についてです。

続いて、こちらは主にウェルネス推進部が行っている事業になりますけれども、健康的な食生活の実現、健康寿命の延伸を目的として、子どもから高齢者まで、豊かな食生活を送れるようにということで、主に栄養関係に関する啓発を行っております。こういったものについてもウェルネス推進部と連携し、例えば、現状でも行っていますが、母親教室などの場を活用し食中毒の予防の啓発を行うなど、食育と連携した形で食の安全についての周知も進めてまいりたいと思っております。

続きまして、その下の行の相互理解の促進についてです。

リスクコミュニケーション事業になりますけれども、これまでも、紙面による情報発信のほか、食に関連する企業と連携したり、現地参加型の事業を実施したりしてまいりました。今後は、さらに発展させ、複合的な情報発信を実施してまいりたいと考えております。

具体的には、まず、SNSやデジタルサイネージを活用した情報提供ということで、動画や画像による発信を行います。市内にはデジタルサイネージを設置している場所が複数箇所ございまして、地下歩行空間やココノススキノなどもございますけれども、そういった場所を積極的に活用し、動画による情報発信を行っていきたいと考えております。また、XやLINEについても積極的に活用することを考えております。

次に、右側ですけれども、企業等との連携による情報提供です。これまで、主に食関連の企業の皆様と連携しながらイベントの場での情報発信等に努めてまいりましたけれども、それだけではなく、例えば、昨年度、しろくま忍者の手あらいソングの初音ミクバージョンを新たに制作しましたが、これは札幌市のシティープロモート連携協定企業のクリプトン・フューチャー・メディア株式会社の協力を得たものになります。こういった食関連以外の企業の皆様とも積極的に連携を図り、複合的に情報発信を行っていきたいと考えております。

また、左下のイベント、展示等による情報提供です。これまでも、地下歩行空間等、いろいろな場で情報発信をしておりましたが、今、ウェルネス推進部で商業施設を積極的に活用した体験イベント等を実施しております。こうしたところと連携をしながら、イベントの場での手洗い啓発のほか、アレルギー予防の取組などについて情報発信を考えております。

また、意見交換会の開催についてです。これまでは主に現地見学をメインとした意見交換を行ってまいりましたが、受入れ先の施設数が減ってきていることや、参加人数の制約もありますので、例えば、イベントの場などで企業の方に企業の取組の情報発信をしていただき、行政としては、そこに参加していただく市民を積極的に募集するというように、工場や生産地の現場見学だけではなく、どこかの会場等に集めての情報発信、意見交換というものも行っていきたいと考えております。

この4項目について、情報発信する手法を拡大、強化し、より多くの市民と相互理解を促進していきたいと考えております。

最後に、食産業、観光の振興への寄与です。これまで、観光客向け施設への立入指導のほか、おもてなしの店推進事業の登録に向けたPRを行ってきました。これも引き続き実施してまいりますけれども、特に積極的に行いたいものとして、アレルギーピクトグラムの普及と映像等を活用した食の魅力発信を考えております。

アレルギーピクトグラムにつきましては、札幌市で作成した絵文字を用いてPOP等でアレルギーの情報発信をするものになりますけれども、これを積極的に観光客向け施設やイベントで取り扱っていただいて、アレルギーによる健康被害を未然に防止していくとい

う取組を普及してまいりたいと思っております。

また、先ほどＳＮＳや動画の活用についてご説明いたしましたが、映像等を新たに作成することも含め、それを活用した啓発を積極的に行っていきたいと考えております。映像を使うことのメリットとしましては、さまざまな内容、場所で市民に情報発信できるため効率的な情報発信手法だと考えております。先ほど申し上げましたとおり、市内のデジタルサイネージを積極的に活用し、幅広く放映していきたいと考えております。

これまでいろいろな事業についてご説明いたしましたが、最後にリスクコミュニケーション等の相関図をお示ししております。

全ての事業を単独で実施するのではなく、ＳＮＳやデジタルサイネージの情報提供を中心に置き、それぞれの事業に付随する形で情報発信等に努め、リスクコミュニケーション等に参加する市民の数や事業の質を向上させていきたいと考えております。

最後に、進行管理についてです。

指標の設定についてご説明させていただきます。

第３次推進計画の数値につきましては、資料のとおり、７項目を設定させていただきました。

大規模食中毒の発生につきましては、引き続き、広域連携協議会等々による連携強化や、監視指導等を継続により対策する必要があり、目標値を０件と設定しております。

二つ目は、重点監視指導対象施設の監視指導実施率です。毎年、行政側でこういった施設に重点的に立入りを行いましょうということで施設数も含めて設定します。現状では、コロナの影響もあり、１００％には到達していない状況ですけれども、１００％を目指し、行っていきたいと考えております。

これらが行政からの食の安全の確保に関する指標でございます。

次ですが、当初に皆様にお送りした資料から一部訂正させていただいており、さっぱり食の安全・安心推進協定の締結事業者の皆様のうち、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を十分に実施していると回答する事業者の割合と設定させていただきました。

まず、今年度を実施した事業者の皆様へのアンケート調査ではＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を十分にやっているという回答は５３．９％という数字でした。事業者の皆様の中には一部課題があつてという方もいらっしゃいますが、第３次計画期間中にこの回答割合を７０％まで引き上げることとしております。１００％を目指すということは難しいと考えておりますが、事業者自身が課題を適切に洗い出し、少しでも向上させていけるよう行政も働きかけをするということで目標値を設定しました。

三つ目は、食の安全・安心モニターの施設調査数及び意見報告数です。この事業は、市民にスーパーや飲食店等の施設に衛生不備事項がないかを日常の買い物をとおして確認してもらい、それを市に報告してもらうという事業です。市民それぞれの知識や理解の向上をテーマとする指標として設定いたしました。

現状、コロナの影響で正確な数値は測れていないのですが、１年間に３００件か

ら350件ぐらいを目指し、目標値を1,800件と設定しております。

四つ目は、食の安全に取り組む事業者等の情報に触れ、飲食店の利用、または、食品の購入時の行動を見直した市民の割合です。これは、市民の皆様がリスクコミュニケーション事業などを通じて食の安全・安心を積極的に進めている事業者の商品等を選択していただきたいということで、先ほどご説明いたしました市民意識調査の結果に基づき、37%という数字を現状とし、これは大体3人に1人というところですが、それを2人に1人まで引き上げるということで、50%を目標にしております。

その下は、アレルギーピクトグラムの認知度です。資料には載せておりませんが、市民意識調査による現状の認知度は4%という大変低い数字になっております。これを積極的に市民の皆様にも知ってもらいたいということで、10人に1人は知っているということで、10%を目標数値にしました。

その下の食の安全・安心おもてなしの店認知度についてです。第2次計画では、登録施設数300件だったのですが、400件を超えるという登録施設数を確保し、目標を達成したので、この後は、それを市民の皆様にも知ってもらい、そういった登録施設を積極的に使ってもらいたいと考えました。そこで、現状値は、同じく市民意識調査で3.9%でしたが、10人に1人は知っているという10%という目標に設定いたします。

以上が今回第3次計画で提案したい指標です。

1点、補足事項がございます。

資料の米印の7番目の市民意識調査についてです。2023年、令和5年と記載しておりますが、正しくは2022年、令和4年でしたので、修正をお願いいたします。失礼いたしました。

○片貝会長代理 A3判資料の2枚目のナンバー2の資料の説明をいただきました。

1枚目で課題を設定し、その課題に対応する施策体系を2枚目でかなり具体的にブレークダウンされた感じで提案されています。かなり具体的なものもありますから、ご意見もたくさんあるのかなと思いますけれども、委員からご意見やご質問があればお願いしたいと思います。

○泉委員 2点ご質問させてください。

先ほどの前計画の取組と評価の中では、札幌の食イメージに安全・安心と回答する観光客の割合の数値が取れていない、それから、観光客向け施設、大型イベントの監視件数についても、9,000件を目標にしていたものの、3,400件と、目標に達していないという状況だったかと思います。新たな指標にこの2点の目標をなくしたことにはどういう意図があったのでしょうか。

それから、新しい指標のアレルギーピクトグラムの認知度とおもてなしの店認知度についてです。これは、市民の認知度を目標値にするのでしょうか。ピクトグラムなりおもてなしの店なりをどれだけ使ってくれているかを目標値にしていないわけですが、使ってくれなければ認知度も高まらないのではないのかなという気がしなくもありません。この点

についても質問させてください。

○事務局（高田食の安全推進課長） 第2次計画のときに設定させていただきました観光分野の指標の二つについては、今回の第3次計画の案では除いております。上段の現在の80.8%というところは、令和6年度に現状値として把握したいと考えているというご説明をさせていただきましたし、今の委員のご指摘も踏まえ、第3次計画においてもこれらの指標をどうするかについては、再度、議論させていただきたいなと思います。

また、アレルゲンピクトグラム認知度、あるいは、おもてなしの店の認知度につきましても、今いただきましたご指摘を踏まえ、今後どうしていくかについて、再度、もませていただきたいと思います。

○事務局（西尾食の安全担当部長） 補足でございます。

まず、第2次計画の指標である安全・安心のイメージというものは、たまたま起きた社会的な事件などに引っ張られる可能性もあるのかなと思っています。それを抜きに評価すればよいのだと思うのですが、その是非を議論すると同時に、今回、④の指標として行動を見直した市民の割合を新しく置かせていただいているのですけれども、我々の究極の目標は市民の方にも安全・安心を意識していただくということです、それに近い指標を入れてはどうかと考えたということです。

それから、おもてなしのお店の認知度についてです。確かに、そうしたお店がなければ認知度も高まらないということもございますので、その点については再度検討させていただきたいと思います。

○片貝会長代理 二つの指標に関してはよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

○高井委員 ピクトグラムは日本語で表示されていますが、英語も入れることはできないのでしょうか。というのは、日本語が分からない6人ぐらいにこれを見せて、何だか分かりますかと聞いたところ、6人ともが全く分からないと言ったものが七つぐらいあったのです。ミルクは、そう書いてあるので、分かると言っていましたけれども、小麦やそばとかイクラとか、アワビ、山芋、ゴマは6人とも全く分からなかったのです。

もし表示に日本語と英語があれば、観光客や外国人の方にもある程度理解していただけるのではないかと思ったので、ご検討をいただけたらと思います。

○事務局（石田調整担当係長）

この資料では日本語で書かせていただいているのですけれども、基本的にピクトグラムというのは絵文字なので、文字を使わないで表現することになります。ただ、例えば、使用される事業者から文字の記載についてお問い合わせがあった場合は、欄外の記載は制限していないというところがございます。

○片貝会長代理 ピクトグラムは難しいですね。温泉のマークを見てスープ屋だと思った外国人がいましたね。

ほかにございませんか。

○伊達委員 食中毒等を想定したオンラインでの合同模擬訓練の実施を考えているというのですが、いつ頃から実施しようかなというお考えなのでしょうか。

○事務局（石田調整担当係長） これは第3次計画期間中からですので、基本的に来年度からとなります。また、必要に応じて回数を増やしていければなと思っております。ただ、今年度中の実施については検討中でございます。

○片貝会長代理 2枚目の資料に関してほかにご意見はございませんか。

○吉田委員 見やすい資料の作成をありがとうございます。

目標値に関するご意見もいろいろとあったと思うのですが、目標値を達成したからそれでいいのかということがあると思うのです。要は、札幌市はこれだけ安全なのだよということをPRするために何年連続でこの目標を達成したというものでもいいと思うのです。

目標値が50%だったから、絶対に50%にしないでいけなくて、では、50%を達成したから60%にしよう、70%にしよう、100%にしようというのではなく、毎年、監視実施は90%以上を保っていますよといったことで安心や安全をPRすることでもできるのではないかなと思うのです。ですから、厳しく取り締まる、厳しく設定することによって何とかしてこの目標値を達成しなくてはいけないのだという取組をするのではないということです。それに、一般の人たちは、厳しくなれば厳しくなるほど、ではもうやらないとなっていくと思うのです。

自分のことで申し訳ないのですが、私の娘の学校は、今年から、食品衛生法が改正されたことによって、手芸品はオーケーなのですが、お母さんたちのボランティアの食品の手づくり品が販売できなくなったのです。それを楽しみに来ていた人もすごくいっぱいいたのですが、結局、食品衛生法が改正されたからか、それを理由にして学校側がやらなくてもいいというふうに判断したからかは分かりませんが、そうになってしまったのです。

これは、魅力的な食のまちにするというものですよね。そして、それに付加価値として安全と安心があるという目標があるのだとしたら、安心・安全もすごく大事なことで思うし、それがなければ魅力的なまちにはならないとは思いますが、そういったことも踏まえて、目標設定をしてほしいなと思いました。先ほど言われた認知度のこともそうで、もっと登録数を増やしたほうがいいのではないかと考えていただけるといいかなと思います。

農産品の加工の漬物も駄目になりましたよね。それで農家のおじいちゃんやおばあちゃんが漬物をつくれなくなった、売れなくなったという話も聞きます。おっしゃっていたように、食品を扱っているからにはリスクがゼロになることはないではないですか。でも、そういうことも頭に入れていただければうれしいなと思います。

○片貝会長代理 指標をどう設定するのはなかなか難しいですし、それをどう捉まえるか、実績をどう評価するかも難しいですが、今後、作業をしていただくに当たって今のご

意見を参考にしていいただければと思います。また、設定した目標に達したかどうかだけではなく、今おっしゃられた持続性の観点も含めてご検討をいただくことをお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○片貝会長代理 なければ、時間も時間ですので、その他に移ります。

事務局から次期計画策定の今後の進行の方法についてご説明をいただきたいと思います。

○事務局（石田調整担当係長） 本日は、忌憚のないご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見を基に、事務局では、骨子案の内容の修正を含め、検討させていただきたいと思います。その後、8月中に第2回会議を開催させていただいて、再度、ご意見をいただければと考えております。

実は、昨日、委員の皆様にはメールをさせていただいたのですが、もし可能であれば、8月8日木曜日を第2回会議の開催日にしたいと考えております。出席状況については改めて確認させていただきます。この第2回会議におきまして、これまでの委員の皆様からのご意見を提言書案という形で取りまとめさせていただきまして、再度、ご確認をお願いいたします。

なお、会長から市長、副市長に手交していただく答申につきましては8月の下旬を目標としておりますので、よろしくお願いしたいと考えております。

○片貝会長代理 2回目の会議は8月8日の予定らしいですけれども、骨子案に対する意見などを反映した修正案を作成するということとそのご確認をお願いしたいということでしたので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上ですけれども、全体を通じて各委員からご意見や言い漏らしがありましたらご発言をお願いしたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○片貝会長代理 それでは、進行を事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

○事務局（高田食の安全推進課長） 皆様、大変お疲れさまでした。

本日は、時間も超過してしまいましたが、活発なご議論をいただきまして、改めましてどうもありがとうございました。

最後に、事務連絡でございます。

改めまして、今年度は計画策定の年度でございますので、例年よりも会議の間隔が短くなってございます。先ほど係長からもご説明させていただきましたが、次回の会議は8月に開催予定としておりますので、皆様、いろいろとご多忙の折、お手数をおかけいたしますが、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

これにて会議は終了です。

どうぞお氣をつけてお帰りいただきたいと思います。

以　　上